

# マルチメディア放送 ビジネス フォーラム

## 第五期 開催規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「マルチメディア放送 ビジネス フォーラム」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、株式会社エフエム東京内に置く。

(目的)

第3条 本会は、マルチメディア放送における具体的なサービスモデルの実証実験を実施し、その具現化を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) マルチメディア放送における新しいサービスモデルを積極的に開拓する
- (2) 当該サービスモデルの実現に向けた共同研究等の環境を提供し、その実用化を積極的に支援する。
- (3) 各サービスモデルについての組織的なアピール活動を行い、個々には実現しにくい組織的な活動を推進していく。
- (4) ホームページ、メールマガジン、情報交換部会を通じた情報発信
- (5) その他上記に関わる一切の事業

(期間)

第5条 本会の活動期間は、平成21年5月13日から平成22年5月31日とする。

### 第2章 会員

(入会)

第6条 会員は本会への参加申込用紙を記入の上、事務局への提出し、事務局が指定する金融機関の口座に所定の会費を納めることで会員たる資格を得る。

(退会)

第7条 会員は事前に文書で通知することにより退会することができる。

(権利)

第8条 会員は、本会に設置される情報交換部会へ参加することが出来、各種情報収集やアイデア並びに製品等の情報発表を行うことが出来る。

2. さらに、実験のための分科会を適宜に構成し、具体的なサービスモデルの検討を実施することができる。

(義務)

第9条 会員は、本会が実施する広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。

### 第3章 役員

(役員)

- 第10条 本会に次の役員を置く
- (1) 代表 1名
  - (2) 幹事 若干名
  - (3) 顧問及び特別顧問 必要に応じ若干名

(職務)

- 第11条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。
2. 幹事は、代表を補佐し、本会の運営上の実務を行う。

### 第4章 総会

(総会)

- 第12条 本会の規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な決定事項を議決する。

(召集)

- 第13条 総会は、代表が招集する。

(議決)

- 第14条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

### 第5章 幹事会

(構成)

- 第15条 幹事会は幹事をもって構成する。

(選出)

- 第16条 幹事は、代表が会員の中から指名し、総会において承認されることで任命される。

(役割)

- 第17条 幹事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## 第6章 部会

### (設置)

第18条 本会においては、情報交換部会、運用推進部会、その他必要に応じ部会を設置する。

### (情報交換部会)

第19条 情報交換部会は、実験アイデアの募集、実証実験の成果の報告、その他関連情報の提供を行う場として活用できる。

### (運用推進部会)

第20条 運用推進部会は、実験に関する技術的な質疑応答、実験番組制作に関する取りまとめ、状況確認、その他各種調整を行う場として活用できる。

## 第7章 分科会

### (設置及び構成)

第21条 会員は、新しいビジネスモデルを検討するために、1社もしくは複数社にて、目的に応じ実験分科会（ワーキング・グループ）、もしくは提言分科会を構成し活動を行うことが出来る。  
2. 会員は、分科会を設置するに際して、その構成や運営方法について、事務局へ届け出る事とする。

### (事務局への報告)

第22条 分科会は、進展状況などを事務局へ適宜報告するものとする。

### (機密保持)

第23条 分科会を複数の法人で構成する場合、必要に応じ機密保持契約の締結することが出来る。

### (実験に関する費用)

第24条 実験分科会にて受信機開発やコンテンツ開発など実験に関する費用が別途発生する場合には、当該実験分科会に参加する各企業内でその負担方法について協議し、対処するものとする。

## 第8章 財産及び会計

### (財産の構成)

第25条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。  
(1) 会費  
(2) 寄付金品  
(3) その他の収入

### (財産の管理)

第26条 本会の財産は、代表がこれを管理し、その方法は、総会にて会員の承認を得る。

### (事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う予算については、幹事会が案を作成し、総会において会員の承認を得る。

### (事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告及び決算については、期間終了後、幹事会が事業報告書、収支計算書等を作成し、総会において会員の承認を得る。但し、会費は返還しないものとする。

## 第9章 機密保持

### (秘密情報)

第29条 秘密情報とは、次の各号に定める情報をいう。

- (1) 開示、提供された資料、データ、サンプル、ソフトウェア、その他技術情報、その他業務上の情報で開示、提供の際に秘密である旨の表示がされたもの。
  - (2) 口頭、映像、デモンストレーションまたは有形物以外の媒体により開示、提供された情報については、開示の際に秘密である旨を明言したもの。
2. 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを立証しえた情報については、秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
  - (2) 開示され又は知得する以前に既に所有していた情報
  - (3) 開示され又は知得した後、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (4) 開示され又は知得した後、その情報によらず自らの開発により知得した情報
  - (5) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負わずに適法に知得した情報

### (秘密保持)

第30条 会員は、本会の活動において開示される「秘密情報」を開示する会員（以下「開示者」という）の秘密として保持しなければならないものとし、情報を受領する会員（以下「受領者」という）は、開示者の事前の文書による承諾なしに秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならず、また本会の目的以外に使用してはならない。

### (秘密情報の保管)

第31条 受領者は秘密情報に関する全ての文書並びにその他の媒体（電子的に記録されたものを含む）、及びそれらの複製物（以下「秘密書類」という）を他の文書や物品等と明確にし、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとする。

2. 受領者は秘密書類が本会の遂行に不要となったとき、開示者から返還を要求されたときは、開示者の指示に従い受領者に対して秘密書類を返還及び破棄するものとする。

## 第10章 補則

### (規約の変更)

第32条 規約の変更は、本会において協議し決定する。

### 附則

1. この規約は、平成21年6月1日より施行する。ただし、第5期第1回総会実施日が6月1日以降の場合は開催日より施行する。